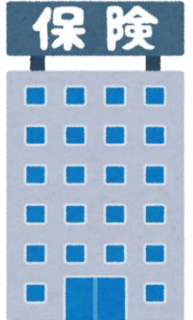


## ファミリーホーム賠償責任保険

### 一時保護児、レスパイト児も12歳以上の 委託児童通知書の提出・増減通知を出してください

5月21日(金)に団体保険として加入している、「ファミリーホーム賠償責任保険」について、役員会と損害保険ジャパン株式会社、共立株式会社とで、保険内容の再確認、質問等を行いました。まとめてみると



#### ①そもそも、どういう保険なのか？

偶然の事故について、法律上の賠償責任が発生した時に使える。

1. 施設所有管理者賠償責任保険（ファミリーホームの賠償責任と12歳未満の子どもが起こした賠償責任）
2. 生産物賠償責任保険（食中毒など）
3. 個人賠償責任の補償（12歳以上、子どもに責任が発生するため）

#### ②保険金額は、どのように決まっているのか？

相手方の後遺障害などにも対応できるように、設定している。

#### ③補償対象案件の具体例をもっと知りたい。

自転車事故が全国的に多い。怪我をさせてしまった。相手の物を壊してしまった。

#### ④補償対象にならない具体例をもっと知りたい。

自然災害が原因となるものや賠償責任が発生しなかった時は対象とならない。

自動車の所有、使用時に関することは自動車保険ではないので、出来ない。

例：車の乗降時、子どもがドアを開け、相手の車を傷つける

（個人の自動車保険で賄うべきものとされる）

#### ⑤委託児童、一時保護委託児童、ショートステイ児童、レスパイト児童は保険の補償対象なのか？

対象者は、ファミリーホーム一覧の内容（児童の名簿付）に準じる。

名前の確認は、必要がある場合に事務局に確認することがある。

保険算定基準日（2月1日時点）で通常、短期（レスパイトなど）の12歳以上の全員を通知、また毎月の増減も12歳以上なら必ず事務局に通知してください。

通知を受けていない12歳以上児童は保険の対象になりません。

→事務局からアナウンスがあった時12歳以上の委託児童通知書の提出  
児童の増減があった場合も必ず委託児童通知書を事務局へ提出

⑥ファミリーホーム（建物、家具等）の破損に対して補償出来る保険を付けたら、保険料はどのくらいアップするのか？

火災保険が対象になる。つけると保険料があがる。

⑦ホーム毎に、オプションでの補償を選べるようする事は可能か？

（家の保証、養育者のケガ等・・・）

オプションは希望者がどれくらいいるのか？による。集まらなかったら翌年は辞めるということにもなるので（保険料は無駄になる）、希望者が確実にどれくらいいるかがわかれば検討可能。

⑥⑦ともに保険料は一人当たり1万円以上アップする。

⑧新型コロナウイルスのような感染症への保険はありますか？

新規ではない。

⑨自転車による事故等は、どのような案件が補償されるのか？

自転車保険との補償内容の違いは？

この保険は相手への補償はあるが、自分の怪我などの補償はついていない。

⑩里子が同一ホームで預かる里子の持参物を壊した場合

里子の持ち物については、FH、里子の管理下にあると考えるのが一般的となっている。そのため、支払い対象とはならないという見方が一般的。ただし、場合によっては、支払いに該当するケースもある可能性があり、事故報告を保険会社に行い、個別判断。12歳以上についてはFHが負う責任ではなく、個人が負う責任を補償しているので、補償対象となると考えるが、こちらも事故状況により個別判断。

⑪障がいがある児童の賠償適用範囲

障がいの度合や事故状況に応じて個別判断。

FHでは、子ども達が事故の被害者・加害者にならないか、日常の中で常に気を張っているホームも少なくないかと思えます。事故発生時は大きな混乱があると思いますが、可能な限り事故状況の詳細を記録に残す、写真を残すことも重要です。また、事故状況の伝え方によっては保険の支払いがされないこともあるようです。保険の支払いの最終判断は保険会社ですが、必要に応じて事務局に相談してください。

12歳以上の委託児童通知書は、保険のパンフレットの裏面をコピーして記入か、協議会ホームページの入力フォームから作成できますので、ご活用ください。

